

「統計行政の新たな展開方向」(抜粋)
(平成 15 年 6 月 27 日 各府省統計主管部局長等会議)

第 2 社会・経済の変化に対応した統計の整備

2 GDP 関連統計等の見直し

(1) GDP 推計のための基礎統計の整備

ア 基礎統計の整備・充実

<背景・現状>

GDP 推計のための基礎統計の整備・充実に関連して、現在、次のような状況が見られる。

- ・ QE の推計に使用する供給側統計については、主としてサービス部門（公的サービス分野を含む。）の基礎統計が十分に揃っていない。

<基本方向>

QE 推計の精度向上に資するため、基礎統計の公表の早期化に努めるとともに供給側基礎統計の整備を推進する。その際、公的サービス分野については業務統計の活用を図る。

確報推計の精度向上に資するため、サービス分野を中心とした基礎情報把握のための統計整備を推進する。

<具体的方策>

(1) QE 推計の精度向上の観点からの基礎統計の整備

供給側基礎統計の整備

ア QE の供給側推計において十分な情報が得られないサービス分野について、関係府省は、平成 15 年度以降、特定サービス産業動態統計調査を中心として供給側基礎統計の充実を図る。

イ また、公的サービス分野（上下水道、廃棄物処理等）については、関係府省は、平成 15 年度以降、業務の電算処理の進展状況に対応して、さらなる統計の整備を検討する。

(2) 確報及び確々報推計の精度向上の観点からの基礎統計の整備

確報推計時においても欠落している基礎情報のうち、GDP 推計の精度向上にとって重要度の高いもの（飲食店関係、旅館、機械修理等）について、関係府省は、平成 15 年度以降適宜、特定サービス産業実態調査を始めとして既存の年次調査又は周期調査の活用を図るとともに、必要に応じ新たな統計調査を実施するなど基礎統計の整備を図る。

4 サービス分野の統計整備

(1) 未整備のサービス分野の統計整備

<背景・現状>

サービス分野については、年次又は周期統計には、比較的多くの種類が存在するが、特定の項目（例えば生産額等）に限定してみると、産業によって精粗があるほか、月次や四半期の統計では、特定サービス産業動態統計調査以外ではほとんどが把握されていない。

具体的にはGDP統計の改善を図る上で、サービス分野（第3次産業）については、年次統計では、飲食店、旅館、機械修理等金額ベースの統計が不足しているほか、月次統計では、更に、放送業、廃棄物処理業、不動産仲介・賃貸業等既存の供給側統計ではカバーされていない部分が存在する。

また、公的サービス分野（上下水道、廃棄物処理等）のデータは、それぞれの自治体が業務資料として保有しているが、それらを全国ベースで集計した結果は、年単位で、かつ他の統計と比べ時点的にも遅い段階でしか入手できない状況にある。

さらに、サービス分野の統計は、活動水準に関する調査項目が不統一（金額ベースのもの、数量ベースのもの）なため、産業間比較等が困難である場合が多い。

なお、経営の多角化により、サービス活動の潜在化が一層の広がりをみせている現状の下、アクティビティベース（活動内容別）のサービス経済活動の把握も重要となっている。

現在、こうした観点から統計調査を実施しているものとしては、サービス業基本調査及び特定サービス産業実態調査がある。これらの種類では、当該サービス業以外の事業の売上高が占める割合を調査し、多角化の状況を把握しているほか、商業統計調査でも同様の調査を実施し、サービス活動を一部調査している。

<基本方向>

GDP統計の改善に資するため、サービス分野（公的サービス分野を含む。）の供給側統計の整備を推進する。

各府省協力の下でサービス分野（公的サービス分野を含む。）について、産業別・調査事項別に統計の整備状況を俯瞰できるもの（統計マップ）を作成し、未整備分野を明確にした上で、統計の体系的整備を推進する。

経営の多角化に対応して、必要に応じ、サービス分野の把握を推進する。

<具体的方策>

ア サービス分野については、統計の体系的整備を図るとともにGDP統計の改善に資するため、関係府省は、平成15年度以降適宜、特定サービス産業実態調査及び特定サービス産業動態統計調査を中心として供給側統計の整備・充実を図る。

イ 公的サービス分野（上下水道、廃棄物処理等）については、GDP統計の改善に資するため、関係府省は、平成15年度以降適宜、年次統計の公表の早期化に努めるとと

もに、業務の電算処理の進展状況に対応して、更なる統計の整備を検討する。

サービス分野の活動水準を把握するとともに産業間比較を可能とするため、関係府省は、各サービス分野における基本的な統計調査について、平成 15 年度以降適宜、各産業分野の実態を踏まえ、共通する調査項目（従業者数、売上げ又は収入金額等）の設定について検討する。

総務省（統計基準部）は、関係府省の協力を得て、平成 15 年度の早い時期に、サービス分野（公的サービス分野を含む。）に関する統計マップを作成する。これを踏まえ、引き続き統計マップを全産業分野へ拡大する。

統計マップの整備により明らかになった統計の未整備分野については、各府省は、統計の体系的な整備に向けて、ニーズに応じ統計の充実方策を検討する。

経営の多角化による付随的なサービス経済活動の拡大に対応して、各府省は、平成 15 年度以降、必要に応じ、各府省所管産業に関する基本的な統計調査において、サービス業の兼業状況を把握するなど、サービス分野の把握を推進する。

なお、これに関連して、総務省は、事業所・企業データベースへの兼業情報の追加についても、将来的な課題として検討する必要がある。

「政府統計の構造改革に向けて」(抜粋)
(平成17年6月10日 内閣府経済社会統計整備推進委員会)

<取組に当たっての考え方>

我が国の経済活動における第三次産業(サービス産業)のウェイトはGDPベースで約7割、就業者ベースで約3分の2に達しており、経済社会の実態を的確にとらえるためには、サービス分野の統計が的確に整備されている必要がある。

しかしながら、サービス産業について業種別・調査事項別に統計の整備状況を俯瞰できる総務省作成の「統計マップ(サービス分野)」をみれば明らかとなり、多くの府省の所管にまたがるサービス産業に関する統計は、分散型の統計機構の下で個々の業種ごとにいわばモザイク状に整備が行われている現状にある。サービス業に関する大規模な周期調査としては総務省が5年周期で行っている「サービス業基本調査」がある。また、各府省が所管業種を対象として年次又は周期で整備している統計としては、経済産業省が一部の所管業種を対象に毎年又は3年周期で行っている「特定サービス産業実態調査」を始め比較的多くの種類があるが、「サービス業基本調査」を含めてそれらの調査は調査対象については相当程度の内容を把握することができる内容となっているものの、サービス産業全体からみればその調査対象は一部にとどまっており、サービス産業の全体像を明らかにするものとはなっていない。さらに、月次や四半期ベースの統計は経済産業省が一部の所管業種を対象に行っている「特定サービス産業動態統計調査」を除けばほとんど整備されていない。

<具体的な取組>

QEを始めとする経済指標の精度向上に資するため、サービス産業に係る動態統計が未整備の分野について、生産・雇用等の状況を月次ベースで把握できる動態統計を創設し、既存の統計と併せてサービス産業全体を概括的に把握できる統計を整備することに向け、総務省は、関係府省と協力しつつ、有識者等を含む検討の場を速やかに立ち上げ、平成17年度中を目途にその枠組みについて結論を得るべきである。

また、将来的に経済センサス(仮称)の実施による的確な母集団名簿の整備が進んだ後は、サービス産業の構造的な実態把握やGDP関連統計・産業連関表の精度向上に資するため、適切なサンプル調査によってサービス産業を幅広く捉えた構造統計を整備することも必要である。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(抜粋)

(平成 17 年 6 月 21 日 閣議決定)

第 4 章 当面の経済財政運営と平成18年度予算の在り方

2. 民需主導の経済成長を確実なものにするために - 活性化のための政策転換 -

(4) 活性化を目指した歳出の見直し

(統計整備の推進)

- ・ 「基本方針2004」に基づいて、経済社会の実態を的確に捉える統計を整備するとともに、統計制度の改革を推進する。特に、別表2の(6)の取組を進める。

<別表2>

(6)	(統計整備の推進) <ul style="list-style-type: none">・ 統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直す。・ <u>産業構造の変化等に対応した統計(経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス(仮称)、サービス統計、観光統計等)を整備する。</u>・ サービス統計等を整備するため、既存統計に係る要員の活用も視野に入れた組織体制の整備を検討する。
-----	--

「経済成長戦略大綱」(抜粋)
(平成 18 年 7 月 6 日 財政・経済一体改革会議了承)

第 2 . 生産性の向上 (I T とサービス産業の革新)

2 . サービス産業の革新

(3) サービス統計の抜本的拡充

四半期ごとの GDP (Q E : Quarterly Estimates) を始めとする経済指標の精度向上に資するため、サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を2008年度に創設する。試験調査等を2007年度に実施するため、関係府省が緊密に連携する。

また、2009年及び2011年の経済センサスの実施により、的確な母集団名簿の整備を進め、サービス産業を幅広くとらえた構造統計を整備する。さらに、e コマースに関する統計の整備について検討を進める。

あわせて、各府省の作成する統計全体を見渡して統計体系の整備を総合的・計画的に進めていく真に府省横断的かつ専門性を兼ね備えた司令塔機能の強化を通じて、サービス統計の抜本的拡充を図る。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(抜粋)
(平成 18 年 7 月 7 日 閣議決定)

第 2 章 成長力・競争力を強化する取組

1 . 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化

(2) 生産性の向上 (I T とサービス産業の革新)

サービス産業の革新

- ・ 「日本サービス品質賞」の創設等「サービス産業生産性向上運動」を展開する。

サービス 6 分野(注)の2015年までの70兆円の市場規模拡大を目指し、地域ヘルスケア提供体制の重点化等質の高い効率的なサービスの実現策等を重点的に講ずる。

- ・ サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を2008年度に創設するなど、サービス統計の抜本的拡充を図る。

(注) サービス 6 分野：健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流

「経済成長戦略大綱」(抜粋)
(平成 19 年 6 月 19 日改定 経済財政諮問会議に報告)

第 2 . 生産性の向上 (I T とサービス産業の革新)

2 . サービス産業の革新

(4) サービス統計の抜本的拡充

四半期ごとの G D P (Q E : Quarterly Estimates) を始めとする経済指標の精度向上に資するため、サービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計を 2008 年度に創設する。関係府省は関連する統計によるデータ提供等により緊密に連携する。

また、2009 年及び 2011 年の経済センサスの実施により、的確な母集団名簿の整備を進め、サービス産業を幅広くとらえた構造統計を整備する。さらに、e コマースに関する統計の整備について検討を進める。

あわせて、各府省の作成する統計全体を見渡して統計体系の整備を総合的・計画的に進めていく真に府省横断的かつ専門性を兼ね備えた司令塔機能の強化を通じて、サービス統計の抜本的拡充を図る。

以下はいずれも行政上の懇談会等における取り決めであり、政府合意ではない。

「サービス産業分野における新たな動態統計の整備について」（抜粋）
（平成18年3月 サービス統計研究会）

5 今後の課題

(1) 既存統計調査との関係の整理

サービス産業分野のうち一部の業種には、月次ベースの既存の動態統計調査が存在することから、これらの調査との関係を整理することが必要である

サービス産業動向調査実施計画(案)（抜粋）
（平成19年7月27日 第12回サービス統計研究会資料）

7 調査方法

(3) 既存統計調査との重複に係る取扱い

特定サービス産業動態統計調査などの既存統計調査と重複する調査事業所については、既存統計調査の個票データから所要の項目の提供を受けることにより調査に替える。

なお、指定統計調査として調査設計の見直しを行う際に、既存統計調査との関係の整理を行う。